

売却区分番号 税－1	見積価額 (最低入札価額)	20,300,000円																																																														
	公売保証金	3,000,000円																																																														
		<p>1 土地の表示</p> <table> <tr><td>所在</td><td colspan="3">名古屋市千種区星ヶ丘山手</td></tr> <tr><td>地番</td><td colspan="3">405番</td></tr> <tr><td>地目</td><td colspan="3">宅地</td></tr> <tr><td>地積</td><td colspan="3">1411. 04m²</td></tr> <tr><td>持分</td><td colspan="3">3分の1</td></tr> </table> <p>2 主である建物の表示</p> <table> <tr><td>所在</td><td colspan="3">名古屋市千種区星ヶ丘山手 405番地</td></tr> <tr><td>家屋番号</td><td colspan="3">405番</td></tr> <tr><td>種類</td><td colspan="3">居宅</td></tr> <tr><td>構造</td><td colspan="3">鉄骨・鉄筋コンクリート造瓦葺4階建</td></tr> <tr><td>床面積</td><td>1階</td><td colspan="2">126. 80m²</td></tr> <tr><td></td><td>2階</td><td colspan="2">304. 74m²</td></tr> <tr><td></td><td>3階</td><td colspan="2">214. 16m²</td></tr> <tr><td></td><td>4階</td><td colspan="2" rowspan="3">49. 35m²</td></tr> <tr><td>持分</td><td colspan="3" rowspan="2">3分の1</td></tr> <tr><td colspan="4">平成10年7月27日新築</td></tr> </table>			所在	名古屋市千種区星ヶ丘山手			地番	405番			地目	宅地			地積	1411. 04m ²			持分	3分の1			所在	名古屋市千種区星ヶ丘山手 405番地			家屋番号	405番			種類	居宅			構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造瓦葺4階建			床面積	1階	126. 80m ²			2階	304. 74m ²			3階	214. 16m ²			4階	49. 35m ²		持分	3分の1			平成10年7月27日新築			
所在	名古屋市千種区星ヶ丘山手																																																															
地番	405番																																																															
地目	宅地																																																															
地積	1411. 04m ²																																																															
持分	3分の1																																																															
所在	名古屋市千種区星ヶ丘山手 405番地																																																															
家屋番号	405番																																																															
種類	居宅																																																															
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造瓦葺4階建																																																															
床面積	1階	126. 80m ²																																																														
	2階	304. 74m ²																																																														
	3階	214. 16m ²																																																														
	4階	49. 35m ²																																																														
持分	3分の1																																																															
平成10年7月27日新築																																																																
		以上登記簿による表示																																																														
特記事項	<p>1 公売財産は共有持分(3分の1)についての公売です。買受人は公売財産の使用収益に当たっては、共有者との協議が必要となります。</p> <p>2 公売財産の敷地東側の道路は、建築基準法第42条第1項第5号に指定された道路です。</p>																																																															
使用状況等	共有者が居住しています(令和7年11月10日現在)。ただし、名古屋市は内部調査を実施していないため詳細は不明です。																																																															
公法上の規制	都市計画区域	市街化区域																																																														
	用途地域	第一種住居地域																																																														
	建ぺい率	60%	容積率	200%																																																												
	防火指定	準防火地域	高度地区	31メートル高度地区																																																												
	その他法制限	文教地区、緑化地域、宅地造成工事規制区域																																																														
接道状況	東側	幅員約9. 09メートル舗装私道		等高接面																																																												
地勢など	平坦地																																																															
位置・交通	地下鉄東山線「星ヶ丘」駅から 北西方 徒歩4分																																																															
	市バス「星ヶ丘」停留所から 北方 徒歩3分																																																															

注意事項	<p>＜一括換価＞</p> <p>1 公売財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括換価する財産です。</p>
	<p>＜公売財産の現況＞</p> <p>2 公売は現況有姿により行います。図面等は現況と異なる場合があります。 公売公告の内容と現況が異なる場合は現況が優先され、いかなる理由があっても名古屋市に対して公売の取り消しや損害賠償を求めるることはできません。</p> <p>3 公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。名古屋市は関係資料を提供できません。</p> <p>4 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は、行っておりません。</p> <p>＜買受後の法律関係＞</p> <p>5 名古屋市は、不動産の引渡しの義務を負いません。居住者等が買受人からの不動産の引渡しの請求に応じない場合には、買受人は明渡しを求める民事訴訟を提起し、その勝訴判決に基づいて引渡しを受けることとなります。</p> <p>6 買受人は、公売財産の種類又は品質に関して不適合があったときでも、名古屋市に対して契約不適合責任を追及することができません。</p> <p>7 公売財産内の動産の処分等は、買受人の責任において行うことになります。</p> <p>8 土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。</p> <p>＜公売手続＞</p> <p>9 公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。</p> <p>10 法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。</p> <p>11 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。</p> <p>12 公売財産に係る市税等の完納の事実が売却決定前又は買受人の買受代金の納付前に証明されたときなどは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。</p> <p>13 公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、買受人が買受代金を納付した時に買受人に移転します。したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産の損傷、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。</p> <p>14 権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。</p> <p>15 不動産公売の手続などの詳しい内容については、名古屋市公式ウェブサイト(https://www.city.nagoya.jp/)の公売Q&A等をご覧ください。</p>

問い合わせ先	<p>名古屋市 本陣市税事務所 特別滞納整理課</p> <p>電話 (052)433-4039</p>
--------	---